

(令和7年度) 乗馬指導者養成講習会・資格試験 助成(費用免除) 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、十和田乗馬倶楽部(以下「クラブ」という。)における流鏝馬リーダーの養成及び資質の向上を図ることを目的として、公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会認定の乗馬指導者養成講習会・資格試験に参加するために要する費用に対し助成をすることについて、定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象者)

第2条 助成交付を受けることができる者は、クラブ会員であり、今後スポーツ流鏝馬の指導者および事業リーダーを目指し、必要な知識又は技能を習得しようとする者とする。

(交付の対象講習会)

第3条 交付の対象となる講習会は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ブリティッシュ初級講習会 会場：馬っこパーク・いわて(7/7～9)
- (2) ブリティッシュ初級資格試験 会場：馬っこパーク・いわて(10/21)

(交付対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、別表1に掲げる参加にあたって必要となるクラブ費用(貸馬料・運搬料・運搬員等)とする。ただし、受験料等外部へ支払う費用は含めないものとする。

(交付の申請)

第5条 申請の方法は、2025年5月31日までに助成金交付申請書(様式第1号)の提出にて行う。

(助成金の返還)

第6条 クラブは、助成の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときには、当該交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 助成の交付申請に虚偽又は不正があったとき。
- (2) 講習会等が中止になるなどしたとき。
- (3) 指導者として不適当と認められる事実が判明したとき。
- (4) 規則又はこの要綱に違反したとき。

2 クラブは、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該取消に係る部分の助成金の返還を命じることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、クラブが別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日をもってその効力を失う。

別表1 (第4条関係)

助成(免除)対象費用

	品目	内容	金額
1	馬運車高速代	下田百石・滝沢間往復	8,160 円
2	馬運車燃料費	往復 308km 3km/L 計算	16,274 円
3	馬運車使用料	10000 円×2 日(行き・帰り)	20,000 円
4	随行(運転)者人件費	10000 円×3 日	30,000 円
5	随行(運転)者宿泊費	5800 円×2 泊	11,600 円
6	借馬費	5000×4 鞍	20,000 円
		計	106,034 円

※例年は1～5の計を参加人数割

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

十和田乗馬倶楽部 代表
殿

申請者 住 所

氏 名

乗馬指導者養成講習会・資格試験助成交付申請書

乗馬指導者養成講習会・資格試験助成（免除）を受けたいので、乗馬指導者養成講習会・資格試験 助成（費用免除）交付要綱第5条の規定に基づき、以下のとおり申請します。

記

1. 取得を希望する資格の名称
2. 申請理由および将来の流鏑馬リーダーとしての活動ビジョン
3. 添付書類
 - (1) 受講申込書（記載済み）の写し
4. 当申請に係る連絡先
 - (1) 氏 名
 - (2) 電話番号
 - (3) E-mail